

「開発行為等の区域」の設定基準の改正について

1 趣旨

都市計画法による開発許可制度は、都市の無秩序な市街化を防止し、基盤整備を伴った健全な市街地の形成を図ることを目的としており、本市では、これまで様々な基準等を定め、適正な制度の運用に努めてきたところです。

「開発行為等の区域」の設定基準は、開発許可制度による規制対象となる区域の設定基準を定めるものであり、土地の利用目的や利用時期、物理的形狀等から見て、一体あるいは不可分と認められる複数の行為が行われる場合における、区域の取扱について規定するものです。

今回、基準としてよりふさわしい構成とするため、表現があいまいであるものや、紛らわしく誤解を生じやすい記載内容を、より適切な表現へ変更することにより、開発許可制度の適正な運用を図ることを目的として所要の見直しを実施するものです。

2 主な改正内容

主な改正の内容は次のとおりです。

（１）文言の見直し

基準としてより分かりやすいものとするため、紛らわしい記載内容を、より適切な表現へ変更を行いました。

3 運用開始

令和7年11月1日